

消費生活センターだより

発行 佐野市消費生活センター
佐野市高砂町1番地
TEL0283-20-3015 令和5年度②

訪問販売や訪問購入、電話勧誘事業者に関する相談が増えています。業者が突然来訪して契約してしまった場合は、クーリング・オフできる場合があります。おかしいな、困ったなと思ったら、一人で悩まず相談しましょう。消費生活センターでは、悪質業者の訪問防止に役立てていただくため「悪質な訪問販売お断りシール」を配付しています。ご希望の場合はご連絡ください。

相談事例① 不要品買い取りのはずが、大切な貴金属も強引に買い取られた！

突然自宅に電話があり、「皿1枚だけでもいいので」と食い下がられしかたなく訪問を承諾した。訪問を受けた際「鑑定してあげるから」などと言われ、結局売るつもりのない貴金属まで強引に買い取られてしまった。



【相談員からのアドバイス】

- ・「なんでもいいから不用品はないか」「被災地支援に協力してほしい」など言ったり、市役所を名乗ったりして、あの手この手で心理的ハードルを下げて来訪の承諾を得ようとする手口が見られます。
- ・売るつもりがなかった物品も強引に買い取られる事例が目立ちます。
- ・買い取りの勧誘を承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。
- ・クーリング・オフ期間内、購入業者に物品の引き渡しを拒むことができます。期間内は物品を渡さないことも一つの手です。

相談事例② 屋根工事の点検商法のトラブル

父が長く住んでいる家に「近所で屋根の修理工事を行っているので挨拶にきた」「屋根瓦がずれている。雨漏りはないか」と業者が来訪した。その際は断ったが、数日後、「屋根の状況を見てあげる」と再訪を受け、調査を依頼した。スマートフォンで撮った写真で瓦のずれと野地板の腐食を指摘され、工事費用約250万円の契約をした。しかし、よく見ると本当に自宅の屋根の写真なのか疑問だ。複数社に工事の見積もりを取ったところ、契約金額は他社と比べて高いこともわかった。父はキャンセルしたいと言っているが、可能だろうか。



【相談員からのアドバイス】

- ・突然訪問してきた業者には安易に点検させないようにしましょう。
- ・すぐに契約せず、複数社から見積もりを取るなど十分に検討しましょう。
- ・保険金を利用できるというトークには気を付けましょう。
- ・クーリング・オフや契約の取消しができる場合もあります。

※イラストは消費者庁イラスト集より

佐野市では、かしこい消費者になるために、毎日の暮らしに役立つ情報を修得するための「楽しいくらしの講座」を実施しています。是非、ご参加ください。



「光回線をアナログ回線に戻せば料金が安くなる」という勧誘を受けていませんか？

光回線の契約をしている消費者に対して「アナログ回線に戻せば料金が安くなる」などと勧誘し、高額な費用を請求するトラブルが増えています。

こんなトラブルにご注意！



トラブルに遭わないために・・・

勧誘を受けた
事業者名と契約内容を
しっかり確認
しましょう

必要のない契約は
きっぱり
断りましょう

光回線契約をアナログ
回線に戻す場合には、
NTTに
問い合わせ
ましょう

不安に思った場合は、消費者ホットライン「188」へ！

独立行政法人
国民生活センター (2021年12月)

佐野市消費生活センター ☎0283-20-3015 (市役所5階)

(相談日時) 月～金曜日 午前9時～午後4時 (土日祝日・年末年始を除く)

土日祝日は 消費者ホットライン (局番なし) 188 午前10時～午後4時